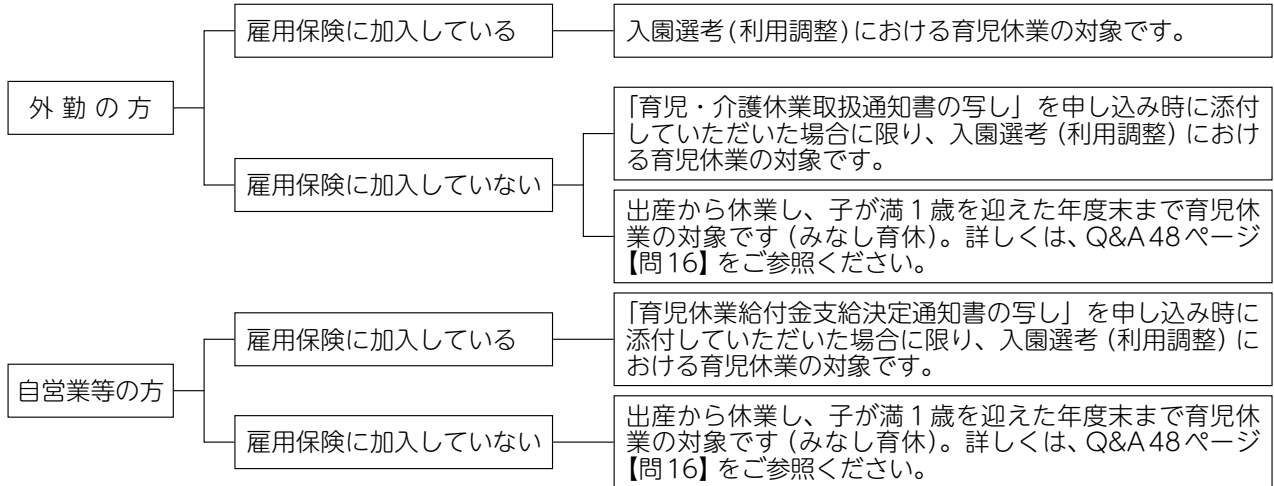


6. 育児休業中の方

～ 育児休業中の方へ ～

入園選考(利用調整)における育児休業とは、原則「育児・介護休業法」に基づくものを指します。



○ 育児休業中は、選考対象になりません

入園月の月末(最終開園日)時点で育児休業を取得している場合は、選考対象になりません。復職する月から、選考対象になります。入園希望月の締切日にご注意ください。

○ 育児休業を短縮して復職する場合は申込可能です

保育園等に入園できた場合、育児休業を切り上げて、入園月から復職する場合は申込み可能です。入園決定後に復職したことがわかる **復職証明書** の提出が必要です。

○ 申込期間中に育児休業を切り上げて復職した場合

認可外保育施設等へ預けている場合は、**受託証明書** と併せて、復職後の **就労証明書** をご提出ください。

○ 兄弟姉妹の育児休業中の場合も、復職が必要です

申込みのお子さんやその兄弟姉妹の育児休業であることを問わず、入園に際しては復職が条件です。復職しない場合は、入園できません。

○ 育児休業中に疾病等で保育が必要となった場合は入園担当へご相談ください。

必ずご確認ください!

⚠ 世田谷区の入園選考においての『復職』には以下の2点が必要です ⚠

(1) 育児休業の承認を受けた勤務先に職場復帰すること

- * 入園月前(入園月中も含む)に転職・退職をして、育児休業を取得した勤務先とは別の勤務先で就労開始することは『復職』に該当しません。
- * 雇用形態が変わった場合は再選考し、内定に至らない場合は内定(入園)取消となります。

(2) 入園した月中に勤務を開始すること

- * 入園した保育園等が開園している日に復職してください。
- * 入園月の翌月に復職されると、入園取消または月末で退園となります。

※どちらか一方でも該当しなかった場合は『復職』にはなりませんのでご注意ください。

～ 復職証明書について ～

※ **復職証明書** は、入園決定後、保育園等での面接時にお渡ししますので、**復職後2週間以内に入園担当または保育園へ提出してください**。期限までに提出できない場合は、事前に保育認定・調整課入園担当にご連絡ください。提出が確認できない場合は入園取消または月末で退園となる場合があります。**復職証明書** は、区ホームページ〔ページID：1557〕からダウンロードできます。

～ 派遣労働の方で育児休業を取得している方へ ～

派遣元の変更は転職とみなし、内定取消（退園）となります。また、育児休業前の勤務時間・日数と同等以上の派遣先に復帰できない場合も選考を見直し、内定に至らない場合は、内定取消（退園）となります。育児休業からの復職については、50ページの事例②を必ずご確認ください。

～ 保育園等に入園できない場合に、育児休業を延長される方へ～

希望する保育所等に入園できない場合に育児休業の延長も許容できる方は、申込書第3面「育児休業」の「育児休業に対する意思」にチェックを入れてください（下図参照）。この場合、**選考順位が下位**になります。「育児休業に対する意思」に変更があったときは、「申込内容変更・取下届」でお知らせください。

※入園選考(利用調整)における育児休業とは、原則育児・介護休業法に基づくものを指します。	
育児休業 に対する意思	☐ 直ちに復職を希望する ☐ 希望する保育所等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる
※「希望する保育所等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択された方は、選考順位が下位となります。申込有効期間内において、「直ちに復職を希望する」に変更する場合は右記に記入してください。	
→ 月からは直ちに復職を希望する	

※申込書第3面抜粋

●申込書のコピーが必要な場合は提出前にコピーをおとりください。

●2月入園および3月入園の選考は行いません。

復職時期や育児休業給付金の申請につきましては、勤務先またはハローワークに必ず事前にお問合わせください。区では、ご案内できません。

2月・3月の「入園（転園）待機通知書」は発行できません。2月・3月の入園選考を行わないことを書面としてお求めの場合は、区ホームページ〔ページID：1552〕からダウンロードできます。

～ 下のお子さんの育児休業に伴う上のお子さんの在園について～

下のお子さん（認可保育園在園中のお子さん以外）の育児休業を取得される場合でも、上のお子さんは継続して在園することが可能です（52ページ問26参照）。

※ただし、在園中のお子さん本人の育児休業の取得は在園期間中において、一切できませんのでご注意ください。

～ 育児・介護休業法に基づく育児休業が満了する方へ～

育児休業が満了した後の状況について、入園担当からお伺いする場合があります。

退職する場合には、要件が変更になったり、選考対象外になったりすることがあります。

育児休業から復職し、認可外保育施設等に受託する場合には、受託証明書と併せて、復職後の就労証明書をご提出ください。

～ 育児短時間勤務の取得について ～

「育児時間・育児短時間勤務制度等」の取得により勤務時間等が短くなる予定の方（既に取得中の方を含む）で、週の勤務日数が減少する場合（就労証明書に該当する記載がある場合を含む）に限り、短縮後の勤務日数により選考します。勤務時間については、短縮前の契約時間で選考します。

育児時間・育児短時間勤務	保育の利用基準
週の勤務日数が <u>減少する</u> 育児短時間勤務を取得する場合	短縮 <u>後</u> の日数で選考します
週の勤務日数が <u>減少しない</u> 育児短時間勤務を取得する場合	短縮 <u>前</u> の勤務時間、日数で選考します

入園申込書第3面 「育児時間・短時間を取得の場合」に記入された方へ

* 内定後、育児短時間勤務と週の勤務日数を記載した **就労証明書** または **復職証明書** の提出が必要です。

週の勤務日数が減少する場合は選考時点での指数と異なる状況となるため、証明書を提出された月で入園取消（退園）となる場合があります。

～ 入園（希望）月に下のお子さんの産休・育休を取得する方へ ～

入園（希望）月中に産休を取得する場合や、産休後、引き続き育児休業を取得する場合は、「申込書第3面・申込児以外の出産予定」の記入、または「申込内容変更・取下届」での届出が必要です。届出がなく、内定後にその事実が判明した場合、選考を見直し、内定に至らない場合は、内定取消となります。

また、下のお子さんの育児休業を取得された月から、原則として選考の対象外となりますので、ご注意ください。